

## 「横浜市認知症疾患医療センター（地域型）運営事業委託」 受託候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第 1 条 「横浜市認知症疾患医療センター（地域型）運営事業委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

（実施の公表）

第 2 条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準、業務説明資料及び横浜市認知症疾患医療センター運営事業実施要綱（以下「運営要綱」という。）により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

（提案資格）

第 3 条 提案資格は次の(1)から(5)までのすべてを満たすこととする。なお、令和 2 年度横浜市認知症高齢者等緊急一時入院事業委託の受託者が本事業の受託者となった場合は、本事業開始前日までに令和 2 年度横浜市認知症高齢者等緊急一時入院事業委託の契約を解除することとする。

- (1) 運営要綱第 3 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の要件を満たしていること。
- (2) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に定める保険医療機関の指定を受けていること。
- (3) 令和元・2 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登載されていること。または、参加意向申出書を提出した時点で、令和元・2 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登録を申請しており、受託候補者を特定する期日までに登載が完了する見込みであること。
- (4) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までにおいて、横浜市指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けていない者。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者。

（提案書の内容）

第 4 条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 医療機関概要
- (2) 専門医療機関としての機能
- (3) 地域連携拠点機能
- (4) 日常生活支援機能
- (5) 人材の育成
- (6) 認知症の情報発信及び市民向け普及啓発

- (7) 鑑別診断、初期対応、入院に関する実績
- (8) その他（アピールポイント）
- (9)ワークライフバランスに関する取組

（評価）

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業運営方針
  - (2) 事業実施体制
  - (3) 業務実績等
  - (4) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。
- 5 評価の結果、採点が同点の場合は、「3 地域連携機能」、「4 日常生活支援機能」及び「5 人材の育成」の合計点において上位の者を選定する。
- 6 国及び本市の定める認知症疾患医療センターの要件を満たさない事業者については、選定対象外とする。

（プロポーザル評価委員会）

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
  - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
  - (3) 評価の集計及び報告
  - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
- 委員長 健康福祉局高齢健康福祉課長
  - 副委員長 健康福祉局企画課長
  - 委員 医療局医療政策課長
  - 委員 医療局疾病対策部がん・疾病対策課在宅医療担当課長
  - 委員 健康福祉局高齢健康福祉部高齢在宅支援課長
- 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 評価委員会の庶務を行うため、健康福祉局高齢在宅支援課に事務局を置く。
- 6 委員長は、評価結果を健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

（評価結果の審査）

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適切に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由

(5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和2年6月12日から施行する。